

記載例① 建築物省エネ法施行(H28.4.1)後に新築された建築物の場合 (基準省令附則第3条又は第4条の適用を受けない場合)

非住宅建築物



建築物エネルギー消費性能基準 適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称 Aビル
 建築物の位置 O県O市OO3-5
 認定番号 23
 認定年月日 2017年5月7日
 認定行政庁 O市
 適用基準 一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合

住宅



建築物エネルギー消費性能基準 適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称 Bマンション
 建築物の位置 O県O市OO35-6
 認定番号 35
 認定年月日 2017年8月7日
 認定行政庁 O市
 適用基準 一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合
 ・外皮基準適合

複合建築物



建築物エネルギー消費性能基準 適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称 Cビル
 建築物の位置 O県O市OO6-2-3
 認定番号 40
 認定年月日 2017年6月7日
 認定行政庁 O市
 適用基準 一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合
 ・外皮基準（住宅部分）適合

記載例② 建築物省エネ法施行(H28.4.1)の際現に存する建築物の場合 (基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合)

非住宅建築物・住宅・複合建築物



建築物エネルギー消費性能基準 適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称	Dビル
建築物の位置	〇県〇市〇〇102
認定番号	70
認定年月日	2017年8月7日
認定行政庁	〇市
適用基準	一次エネルギー消費量基準(既存建築物)適合

※建築物省エネ法施行(H28.4.1)の際現に存する建築物の場合
(基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合)にあつては、
記載例①の記載をすることはできません。
※認定番号は、行政庁毎に振られます。